

水・緑と観光を繋ぐ回廊計画愛称等の利用許諾に関する要綱

〔平成26年6月10日〕
〔告示第137号〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、著作権法(昭和45年法律第48号。以下「法」という。)第63条第1項の規定に基づき、水・緑と観光を繋ぐ回廊計画に関する愛称又はロゴマーク(以下「愛称等」という。)の利用の許諾について必要な事項を定めるものとする。

(愛称等の仕様)

第2条 この要綱により利用の許諾をする愛称等の仕様は、別に定める。

(利用料金)

第3条 愛称等の利用料金は、無料とする。

(利用期間)

第4条 愛称等の利用期間は、2年間を限度とする。

(利用の申込み)

第5条 愛称等を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、水・緑と観光を繋ぐ回廊計画愛称等利用申込書(様式第1号。以下「申請書」という。)に企画書、図面等を添えて町長に提出しなければならない。

(利用の許諾)

第6条 町長は、前条に規定する利用の申込みがあった場合は、その適否を審査し、適当と認めるときは、愛称等の利用を許諾し、水・緑と観光を繋ぐ回廊計画愛称等利用許諾通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(利用の条件)

第7条 町長は、前条の規定による利用の許諾(以下「利用の許諾」という。)をするときは、当該利用に関して、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 第2条の愛称等の仕様を遵守すること。
- (2) 法令又は公序良俗に反する利用をしないこと。

- (3) 政治的又は宗教的な活動に係る利用をしないこと。
- (4) 町の品位を害するおそれのある利用をしないこと。
- (5) 当該許諾により与えられた権利を第三者へ譲渡しないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めること。

2 利用の許諾を得た者（以下「利用者」という。）は、前項に掲げる条件を遵守しなければならない。

（利用の許諾の範囲）

第8条 利用の許諾の範囲は、法第21条に規定する複製権、第23条に規定する公衆送信権等及び第26条の2に規定する譲渡権とする。

（変更の申出）

第9条 利用者は、申込書の内容を変更するときは、水・緑と観光を繋ぐ回廊計画愛称等利用申込内容変更申出書（様式第3号）に企画書、図案等を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申出があった場合は、その適否を審査し、適当と認めるときは、水・緑と観光を繋ぐ回廊計画愛称等利用申込内容変更承認書（様式第4号）により当該利用者に通知するものとする。

（利用の許諾の取消し）

第10条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者に対し、利用の許諾を取り消すものとする。

- (1) 第7条に規定する利用の条件に反しているとき。
- (2) 虚偽の申込みその他不正な手段により利用の許諾を得たことが判明したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認めるとき。

2 利用者は、前項の規定による取消しを受けたときは、速やかに、頒布したものの回収その他必要な措置を講じなければならない。

3 町は、第1項の規定による取消しによって生じる利用者及び第三者の損失を補償しない。

（損失の補償）

第11条 利用者は、前条第1項各号に規定する場合において、町に損害を与えたときは、その損害額を賠償しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、愛称等の利用について必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。